

第４８回中原区民祭 出店・展示要領

1 開催日時

令和８年１０月１８日（日）午前１０時～午後３時（雨天決行）

2 開催場所

UvanceとどろきスタジアムbyFujitsu（等々力陸上競技場）

3 申込資格

次の表に示す分類によって資格要件が異なります。

分 類
飲食（その場で調理し販売するもの）
物販（食品を含め既製品の販売等を行うもの）
展示（展示・ＰＲや無料での体験・相談など）
キッチンカー

（１）飲食、物販、展示

次のア～ウの全てを満たしていることを資格要件とします。

ア 主として中原区在住・在勤・在学者で構成され、かつ公益性の高い団体であること。又は既存公益団体か傘下のメンバーで構成された公益団体の名の元での参加であること若しくは中原区内を主たる活動の拠点としている団体であること（個人及び個人商店の参加は認められません）。

イ 参加料の納付が可能であること。

ウ 「中原区民祭」実施要綱６「参加申込者等の条件」（下記、太枠内参照）を満たしていること。

（２）キッチンカー

次のア～ウの全てを満たしていることを資格要件とします。

ア 神奈川県内で営業許可を取得しており、営業期間内であること

イ 参加料の納付が可能であること。

ウ 「中原区民祭」実施要綱６「参加申込者等の条件」（下記、太枠内参照）を満たしていること。

（中原区民祭実施要綱６抜粋）

企画や催事等への参加申込者（団体）等は、次の各号のいずれも該当しないものとする。

（１）政党その他政治団体による政治活動に該当するもの又は該当するおそれがあるもの。

（２）宗教団体による布教活動等を目的とするもの。

（３）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。）等の関係法令に抵触するものまたは抵触するおそれがあるもの。

（４）前各号に掲げるもののほか、実行委員会が適当でないと認められるもの。

4 禁止事項

主催者が次の禁止事項に抵触していると判断した場合、内容の変更や改善を求めることがあります。応じていただけない場合、当日の出店の中止や次回以降の出店をお断りすることになりますので、ご注意ください。

- (1) 出店ブースの第三者譲渡・貸与（名義貸しなど申込者以外の出店）
- (2) 申込書の記載と異なる商品の販売や展示又は届出と異なる食品（品目）の取扱い
- (3) 会場内での署名活動
- (4) その他主催者が不適切と判断したものの販売や行為

5 参加料（一区画 4 m×3 m、一区画当たりの金額）

テントは自前でご用意願います。

分 類	一般	国や市等の公共団体及びこれに準じる公共性の高い団体	障害者支援施設等の福祉関係団体
飲食（その場で調理し販売するもの）	20,000円	20,000円	5,000円
物販（食品を含め既製品の販売等を行うもの）	15,000円	15,000円	2,000円
展示（展示・P Rや無料での体験・相談など）	7,000円	免除	免除
キッチンカー	20,000円	20,000円	5,000円

※区画（4 m×3 m）からはみ出さないよう注意してください。

※食品の調理・販売等はテントからはみ出して行うことはできません。また、1つのテントで取り扱う食品（品目）は、同一種の器具及び同一の工程で調理する1品目に限ります。

※使用する器具や食品等がすべて入り切る規模を考慮し、お申し込みください。

※キッチンカーの区画については、申し込み状況に応じて、別途指定いたします。

6 出店・展示位置、区画数

等々力陸上競技場Bゲート周辺と3階メインスタンドコンコースの使用を検討しています。

各ブースの位置については、出店数や出店内容等に配慮しながら、実行委員会で決定させていただきます。また、区画数についても、会場の関係上、調整させ

ていただく場合があります。あらかじめご了承ください。

7 事前相談等

食品を取扱う場合は、衛生課に事前相談が必要です。なお「営業と捉えられる出店」の場合は、許可等が必要で、申請には図面や上記参加料とは別途手数料がかかります。

キッチンカーは神奈川県内で許可取得し、営業許可期間内であることを確認してください。また提供を控えるべき食品について、今一度、川崎市HPを御確認ください。

<参考> 市ホームページ

「自動車による新規営業、継続営業」



8 設備等

(1) 飲食（その場で調理し販売する場合）

ア 設備

(ア) テント

(イ) テントに備える三方幕（※必ず、三方幕を降ろした状態で食品を取扱ってください。）

(ウ) 水栓及び蓋の付いた給水タンク（容量18リットル以上が目安）

(エ) 給水タンクからの水を受けるバケツ

(オ) バケツで受けた水を捨てるためのポリタンクなどの廃水容器

(カ) 冷蔵設備

(キ) 蓋のついた廃棄物容器

(ク) 使い捨て食器（容器包装）などを衛生的に保管できる蓋つきの格納容器

(ケ) 消毒剤

イ その他・販売に使用する食器類については、可能な限り紙製品を使用する等、プラスチックごみ排出量の低減を図ってください。

・実施する調理に応じて、発電機やプロパンガスなどをご準備ください。また、火気器具・電気器具の取り扱いがある場合、必ず消火器を設置してください。消火器がない場合や、使用済み又は使用期限切れの消火器を持参された場合は出店ができなくなりますので、ご注意ください。

・車の荷台を使った出店はできません。

・水道は会場内に共同の水場を設置しますので、そちらでタンク等に水を汲むなどして使用してください。水場では原材料の洗浄などはできません。

<参考> 市ホームページ

「行事における食品の提供について～安全で楽しい行事とするために～」



(2) 食品の販売（包装済の既製品）

ア 販売する食品に直射日光が当たらない設備（テント等）

イ 販売する食品について、定められた保存方法を遵守するために必要な設備（クーラーボックス等）

（３）キッチンカー

ア 通常の営業通り、給水・廃水タンク等、営業に必要な設備を全て備えて営業してください。

イ 盛り付けまで含めて、調理行為はキッチンカー内で行ってください。

（４）食品以外の物販や展示

ア テント、机、椅子等の各ブースで使用する機材は、各自でご用意ください。

イ 車の荷台を使った出店はできません。

9 飲食（その場で調理し販売する場合）での取り扱える食品（品目）

1つの施設（テント）で取り扱える食品は、同一種の器具及び同一の工程で調理する1品目に限ります。届出後の食品（品目）の変更や追加は原則できません。当日、事前の届出内容と異なる食品（品目）の取り扱いはできないのでご注意ください。

※市販の飲料を混合せずに注ぐのみであれば、現地で調理する食品と同時提供可能です。また、単純に注ぐ構造であれば、サーバーの使用も可能です。

※キッチンカーは除きます。

10 ゴミの取扱い

出店に伴うゴミは、各自が責任をもって持ち帰ってください。飲食を行う場合は、テント付近にゴミ箱を設置し、回収したゴミは持ち帰って適切に処理してください。

11 参加申込み、参加料支払い等

（１）提出書類

- 全ての団体 ：「出店展示参加申込書」
- 食品を取り扱う場合：「出店概要書（食品提供関係）」（第1号様式）
 ※キッチンカーの場合は、上記に加え、「営業許可書」（写し）
- 火気を使用する場合：「露店等開設届」（第19号様式2）
 ※液体・固体・気体・電気、全ての燃料を使用する器具が届出対象です。

（２）提出先、提出方法

- 出店概要書 ⇒ 衛生課（別館3階）へ窓口へ直接 ※郵送不可
- 出店展示参加申込書 ⇒ 区民課（1階6番）へ直接又は郵送
- 露店等開設届 ⇒ 区民課（1階6番）へ直接又は郵送
 ※郵送の場合

〒211-8570

中原区小杉町3-245

中原区民祭実行委員会出店・展示部会事務局（中原区役所区民課）宛て

（３）選定結果

不承認となる場合は、個別にご連絡させていただきます。

（４）出店参加料の支払い、返金について

- 9月9日（水）午後6時からの「出店者説明会」でお支払いください。説明会に出席できない場合は、9月1日（火）から8日（火）の間に事務局にお支払いください。
- 参加料は本要領5でご確認いただき、不明な場合はお問合せください。
- 支払い後に出店者側の都合により出店を取りやめた場合には、返金できませんのでご了承ください。

12 車両通行証、駐車許可証

「出店・展示関係者用 車両許可証申込書」を9月9日（水）の出店者説明会で提出してください。説明会当日に許可証をお渡しします。

※駐車台数に限りがあるため、出店数や出展内容等に応じてお渡しする駐車許可証の枚数を調整させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

13 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は実行委員会の協議により定めるものとします。

14 今後のスケジュール等

- 7月31日（金）：出店概要書締切（食品を取扱う場合）
- 8月7日（金）：出店展示参加申込書、露店等開設届出締切
- 9月9日（水）：出店者説明会 中原区役所502会議室 午後6時～
- 9月9日（水）：車両許可証申込書の提出※出店者説明会に持参

15 問い合わせ

（食品の取扱いに関すること）

中原区役所衛生課 大原・南 電話番号：744-3270、3273

（出店全般に関すること）

中原区役所区民課 長沼・石井 電話番号：744-3180、3170